

予算決算委員会文教厚生分科会 会議録

日 時 令和3年12月8日(水)

午前11時35分開会，午前11時59分閉会

場 所 第4委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

①議案第74号 令和3年度土浦市一般会計補正予算(第11回)～第1表歳入歳出予算補正歳出全部

4 閉 会

出席委員(7名)

委員長 下村 壽郎

副委員長 奥谷 崇

委 員 目黒 英一

委 員 矢口 勝雄

委 員 塚原 圭二

委 員 鈴木 一彦

委 員 福田 一夫

欠席委員(1名)

委 員 田子 優奈

説明のため出席した者(2名)

こども未来部長 加藤 史子

こども政策課長 菊田 宏巳

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から予算決算委員会文教厚生分科会を開会いたします。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第74号、令和3年度土浦市一般会計補正予算第11回～第1表歳入歳出予算補正歳出全部を議題とします。タブレットは、文教厚生委員会、令和3年、12月8日開催を準備してください。執行部より説明をお願いします。

○**菊田こども政策課長** 議案第74号、令和3年度土浦市一般会計補正予算第11回について、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業でございます。議案につきましては、事前配布資料の中の議案第74号ですが、この案件につきまして資料を用意させていただいております。委員会資料の資料1をお願いいたします。資料1によりまして説明をさせていただきます。1番目の補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、子供たちを力強く支援し、その未来を開く観点から国は所得制限を設けた上で、0歳から高校3年生までの子供に1人当たり10万円相当の給付を行うこととし、内5万円の現金は年内から迅速に支給することとなりました。そして、国では中学生以下の子供については、予備費により児童手当の仕組みを活用して、年内に支給を開始するとしております。このことにつきましては、令和3年11月19日の閣議で決しております。こうしたことから、子育て世帯への臨時特別給付5万円の現金支給分を先行給付金と言っておまして、現在国会で、補正予算で審議中の残り5万円分のクーポン分と区別しております。この先行給付金を迅速に支給する体制を整えるため、増額補正を行うものでございます。2番目の事業内容につきましては、（１）の給付金でございますが、対象児童1人につきまして5万円を支給するものでございます。（２）の給付対象児童につきましては、約2万1,000人でございます。その内訳につきましては、児童手当対象の中学生まで、そして高校生、新生児でございます。①令和3年9月分の児童手当一般分にかかる児童約1万3,500人でございます。②の令和3年9月分の児童手当、受給者が公務員分にかかる児童約3,000人です。この児童手当受給者につきまして、一般分と公務員分というふうに分けて記載しているのは、受給者が公務員の場合には、所属長からの給与の中で児童手当がされているため、市町村では基本的に受給者や振込口座などの情報を把握しておりません。対象年齢の全体分から公務員分を除いたものが一般分でございます。市町村が児童手当を支給しております。こちらは市町村で支給をしているので、直近の情報を把握しております。直近の情報を把握しているかの観点から、分けて記載しております。この後に説明させていただきますが、申請を必要とするかどうかにつながってきます。そして、③の基準日において養育されている高校生。基準日につきましては、令和3年9月30日です。約4,000人です。生まれの期間は、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間です。④新生児ですが、基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童です。

なお、基準日前に生まれた新生児につきましては、児童手当の支給対象者に含まれることとなります。約4,000人でございます。いずれの場合でも、保護者の所得が児童手当の本則給付の支給対象となる金額の範囲内である場合に、支給対象となります。この所得制限につきましては、扶養人数により金額が異なりますが、モデル的ケースとしましては、扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者であるような場合には、養育者の年収が960万円以上の場合に、児童手当の本則給付に該当しなくなります。

(3)の申請につきましては、先ほどの(2)の①の児童手当一般分につきましては、申請は不要とします。給付金の法的性格が贈与契約になるため、支払通知を送付しまして、12月中旬ですが、来週発送予定であります。受給拒否がないことをもって、既存の児童手当支払口座に給付をいたします。それ以外について、(2)の②の児童手当公務員が受給者の分、③の高校生、④の新生児につきましては、申請を必要とします。直近の情報がないためです。国のQアンドAでも、全員申請としてよい旨の記載があります。申請書は令和4年1月上旬に送付予定でございます。(4)の支払時期につきましては、(2)の①児童手当一般分、こちらについて高校生が同じ世帯にいる場合には、その高校生分も合わせて支給することとしまして、12月下旬ごろに支給をいたします。12月23日を予定しております。約1万5,000人分でございます。2万1,000人の内の約1万5,000人は12月中に支給ということです。それ以外の(2)の②児童手当公務員分、③の高校生、児童手当受給対象がいる世帯は除きます。先に給付してしまう世帯は除いたもの。あと新生児につきましては、申請書を受け取った後に、可能な限り速やかに支給いたします。(5)の補助率につきましては、全額国の負担、国10分の10でございます。次のページをお願いいたします。3番の補正予算額につきましては、歳入につきましては、第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第7節子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金で、事業費分10億5,000万円と事務費分782万6,000円分、合わせて合計10億5,782万6,000円でございます。歳出につきましては、第3款民生費、第2項児童福祉費、第14目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、第3節職員手当等は職員の時間外勤務手当110万4,000円。第10節需用費は、消耗品費でプリンター、トナーなど10万円。第11節役務費は通信運搬費としまして、振込通知書の送付や、案内や申請書の送付、返信用の封筒分、そして決定通知書の送付に掛かります郵送料176万8,000円です。手数料としましては、口座振込手数料が143万円。第12節委託料は電算委託料、寄附金システムやデータ作成、通知文作成、封入封かん、パソコンリースなどの電算委託料が250万円。人材派遣委託料で92万4,000円でございます。第18節負担金及び交付金は、事業費給付金分で2万1,000人に1人当たり5万円ですので、10億5,000万円。事務費分782万6,000円分と合わせまして、合計10億5,782万6,000円の計上でございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。歳出第3款民生費、ただ今御説明ありましたけれども、何か御質問等ありますか。

○**鈴木委員** 先ほど全体会の中で、島岡委員からあったところを質問というかたちでし

たいのですけれども、まず、この給付対象児童が約2万1,000人いますと。この中に、所得の幅が今回大きいわけですよ、900万円というところで。100万円単位のデータか200万円単位のデータかという所得階層の区分は、役所の方に出しやすいかたちでお任せしたいのですけれども、この2万1,000人の人たちがそれぞれの所得階層に入っているかというデータが見たいので、それはどの位の時間で用意できるでしょうか。

○**菊田こども政策課長** 御質問の件につきましては、電算の方の委託業者の方と相談しまして、対応させていただきたいと思いますが、どれくらい時間が掛かるのかちょっと分からないのですけれども、所得階層ごとに内訳を出させていただきたいと思います。

○**鈴木委員** なるべく早くお願いします。今回の議案の歳出と事務の流れについては、全く問題はないという認識でいるのですけれども、1つ気になったのは、今もちょっと出ましたけれども、人材派遣委託料が92万4,000円。これは慣れていないとできないのではないかなと私は感じるのですけれども、こういう場合の人材派遣委託というのは、通常やっているところに、さらにこの金額を上乗せしたかたちで、契約をし直すのか、新規で新しい会社に委託を投げるのかその辺を教えてください。

○**菊田こども政策課長** 人材派遣会社につきましては、新規で考えております。内訳としまして、この92万4,000円ですけれども、1日7時間で、2人で30日分と考えております。2万1,000人の内1万5,000人は年内に児童手当のシステムを使って給付してしまいますので、残りの6,000人。これが、世帯数にしますと4,000世帯程度でございます。その世帯は公務員とか、高校生の世帯とかですね。それが申請書が返ってきてから、年明けに申請を送ってそれが戻ってきてから、その申請書のチェックと入力作業ですね。それが4,000件で、その処理で1か月程度、30日程度かなと見込んでいるところでございます。

○**鈴木委員** 新規でやる場合、慣れていない方が主に単純作業になるのでしょうかけれども、その単純作業でのミスが起こりやすいので、十分な管理の元、これは大切な支給のお仕事なので間違いのないように良く指導しながら仕事の方をやっていただきたいと思います。

○**菊田こども政策課長** しっかりとしたチェック体制を整えて、対応させていただきたいと思います。

○**塚原委員** 私は、申請方法についてお伺いします。申請の(2)、両方(2)だけ②かな。児童手当公務員分は特に問題ないかと思うのですけれども、高校生の場合は申請書を4月、高校生と新生児、公務員も一緒なんですけれども、申請書を4年1月上旬に送付するよということなのですが、その後のフォローというか、出している出していないとかそのフォローはどういうふうにされていくのでしょうか。仮に申請書は出したけれども、来ないよと。もしかしたら、見ていない、忘れちゃったみたいな人もいるかもしれないのですけれども、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○**菊田こども政策課長** まずは周知、申請書はまず1月上旬に皆さんにお送りいたします。そうした後、周知につきましてホームページ、SNS、広報誌などで周知させていただきます。また、その後も1回だけの周知ではなくて、再度周知をするとか、お忘れ

の方には、そこをチェックして再度監視をするなどの方法も考えていきたいと思います。

○塚原委員 ありがとうございます。新生児の場合は、これでいうと3月31日で申請書は4年1月上旬に送りますけれども、仮に3月31日にお生まれになるお子さんもらっしゃると思うんですね。その時点で申請ということになるんですよね。仮に、もう日にちを決めているのでどうこうないと思うのですけれども、3月31日予定日だったのが4月1日になっちゃったと。当然それは日にちが3月31日ですから、生まれた日ということで、その方は対象になりませんよと考えていいんですよね。

○菊田こども政策課長 塚原委員のおっしゃるとおりで、日にちが3月31日までなので、その日までということで、後は申請の期間につきましては、繰越し措置等も考えて3月31日すぐ届出できるとは限りませんので、その後も申請できる方法も検討していきたいと思います。

○矢口委員 今回のこの件は、国の方でここに至るに随分いろんな議論もありましたし、国民、市民の関心が非常に高いと思うのですね。皆さんもらえるのを楽しみにされていると思うのですけれども、今の②、③、④の方は4月以降になるということとか、いろんな問い合わせがきつとあると思うんです。窓口の方もしかり、私たちに対してもしかりということなので、周知の方法をもう一度、お聞かせいただきたいと思います。

○菊田こども政策課長 まず、広報紙。広報紙につきましては、すぐに間に合わなかったものですから、1月上旬号に掲載する予定であります。また、ホームページも本日立ち上げて掲載したいと思います。あと、SNSについてもフェイスブックとか、ツイッターとかそちらの方にも上げさせていただきたいと思っております。

○矢口委員 先ほどの全体会でクーポンのお話が結構出たと思うのですが、この件に関しては先ほども全体会の中で説明がありましたけれども、これも同様に関心が高いと思うのですが、現時点で私たちがお伝えできることってどういうことでしょうかね。

○下村委員長 ここの歳出だけなので、将来の話はできないと感ずますが。今回はクーポンではありませんので、現金ですから。

○矢口委員 はい、分かりました。とりあえず分からないということで良いでしょうか。

○目黒委員 (4)の支払時期で、児童手当の一般分のところで、この普通に支払う場合と、兄弟というか支払該当する中に高校生がいる場合、一緒にお支払いというお話だったのでけれども、もう少し詳しく教えていただければ。チェック方法とか教えていただけたらと思います。

○菊田こども政策課長 児童手当のこちらで情報が、世帯情報とか、所得、そして口座の情報が分かっておりますので、そういう世帯には年内に支給ができます。児童手当を市から支給している場合で、同じ世帯に高校生がいる場合には、こちらで情報が把握できますので、この場合には、その高校生は申請不要で年内に、12月23日に予定しておりますけれども、ここで支給をさせていただくことで考えております。また、新生児につきましても、基準日は9月30日とありますけれども、10月、11月に生まれた新生児につきましては、こちら児童手当の申請が出て、情報が分かっている場合には、年内に支給をさせていただきます。その後、12月以降の生まれた方につきましては、

児童手当とか出生届の申請の時に合わせて、今回の給付金の申請書も申請いただいて、その上で速やかに支給をさせていただくような流れで考えております。

○目黒委員 ありがとうございます。そこら辺が、多分複雑になるかと思うので、丁寧な説明とチェック体制の方を委託された方になるかと思うのですけれども、しっかりとお伝えいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○塚原委員 今の支給なんですけれども、高校生はお母さん、お父さん同士で、うちは高校生入ったよみたいな、そういうのって絶対あると思うんですよね。その辺も丁寧に説明して、文章とか作っていただいて、こういう状況だからこうなんだよ。うちは入ったけど、なんであんなのところは入らないのみたいな話が絶対出てくると思うので、それだけはよろしく願いいたします。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、賛否を確認いたします。この議案第74号について賛成とする方は挙手を願います。

(賛成6名)

○下村委員長 全会一致。賛成多数であります。執行部からその他ありますか。

○加藤こども未来部長 いろいろ御心配いただきまして、誠にありがとうございます。派遣の2人雇いますけれども、そのほかに、まずはうちの方の本職員がチェックをして、派遣の方は受付窓口の申請受理とか。給付に対しては所得要件とか世帯構成とかをよく確認しますので、そちらの方は本職員がやりますので、御心配ないようにやっていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○下村委員長 委員の皆さんから何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 以上で、予算決算委員会文教厚生分科会を閉会します。